

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の機関については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長の登録を受けた者」として登録していたが、労働安全衛生法第77条第3項において準用する同法第47条の2の規定に基づき登録事項の変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号に基づき、下記のとおり公示する。

記

	変更前	変更後
登録教習機関の名称	建設業労働災害防止協会 大阪府支部	同左
登録教習機関の住所	大阪市中央区北浜東1-30	同左
代表者職氏名	支部長 錢高 久善	支部長 浅沼 誠

変更する年月日 令和8年5月29日

登録番号 大阪労働局長登録第2号

令和8年6月8日

大阪労働局長